

平成 29 年度 第 8 回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	平成 29 年 11 月 24 日(金) 午後 4 時 00 分～午後 4 時 45 分					
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室					
出席委員 12 名 欠席委員 2 名	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別
	1	和喜田 重則	出	8	土居 尚行	出
	2	畑田 藤志郎	欠	9	河野 仁	出
	3	岡添 蔦代	出	10	西崎 梅一	出
	4	孝野 覚也	欠	11	尾崎 春夫	出
	5	山口 深	出	12	田中 定嘉	出
	6	西口 孝	出	13	谷口 八千代	出
	7	太田 憲男	出	14	浜田 暁	出
議事録署名人	12	田中 定嘉		13	谷口 八千代	
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 2 名 事務局職員 2 名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	中西 一夫		推進委員	山下 延夫	
	事務局職員	事務局長	吉村 克己	課長補佐	松本 仁志	
会議の内容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について 議案第4号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第5号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)					

平成 29 年度第 8 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から平成 29 年度愛南町農業委員会第 8 回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は 14 名中 12 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、12 番、田中 定嘉委員と 13 番、谷口 八千代委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願い致します。 受付番号 20 番、中川 1176 番 1 でございます。地目・面積は畑・189 m ² で 3 条有償移転でございます。経営面積は 178.4a でございます。 以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほど宜しくお願い致します。
議長(会長)	只今、事務局より説明がありました。それでは、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。20 番お願い致します。
委員	有償移転の所有権の移転です。申請書のとおりです。場所は、国道から〇〇に入るところで、譲渡人と譲受人の自宅の間です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、20 番ご審議願いたいと思います。どうかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

委員	現況は宅地になっているが。
委員	農業用倉庫が建っています。
委員	農業用倉庫は農地のままで、ということか。
事務局	そうです。
委員	農業用倉庫の規定はどうなっているか。
事務局	農業用倉庫に限らず、農業をするために必要な施設、駐車場や通路を含めまして、2aまでの面積であれば、転用とকাশないで、そのまま使えるというきまりはあります。
事務局	農振農用地であれば90㎡まで、一般的な農地であれば200㎡、トラクターまたは軽トラ等の農業用の機械等を入れるというかたちで基本的に考えております。
委員	こういう状態についての始末書はないのか。
事務局	始末書等はないです。
事務局	もともと、倉庫につきましては、譲受人の建物ということになっております。
議長(会長)	他にありませんか。無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 次に議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますよう

	<p>お願いいたします。</p> <p>受付番号 4 番、上大道 524 番 2、地目・面積は畑・499 m²でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 5 番、御荘平城 2290 番、地目・面積は畑・367 m²でございます。転用目的は駐車場等でございます。また、農地の区分は市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>以上2件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。4 番お願い致します。</p>
委員	<p>申請人が自宅を建てたいということで、現在すぐ近い所に住んでいるのだけど狭いということと道路がなく里道でやっと通れるような状態です。それで町道に面した所に建てたいということで申請がありました。建物の配置図も資料の中に入っています。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。次に 5 番お願いします。</p>
委員	<p>本日担当の埜下委員が欠席しておりますので、事務局から追加の説明をいたします。航空写真をご覧頂けたらと思うのですが、場所につきましては〇〇小学校の正門の斜め前あたりです。申請人は申請地を共有する姉妹であります。現在、お二人とも町外に居住しておりまして、申請地で農業をする予定はなく、近隣の方々から駐車場として利用したいので貸してもらえないだろうかと</p>

	<p>いう要望があるようです。申請地の現状は、以前から整地されている状態で、写真をご覧になって頂いたら分かるのですが、左の方に物置・車庫として建物も建っております。違反転用という状態なのですが、始末書も添付されております。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号14番、広見2562番1、地目・面積は畑・564㎡でございます。転用目的は駐車場でございます。また、農地の区分は良好な営農条件を備えている農地で、第1種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「既存の施設拡張」に該当するため、許可は可能と思われます。</p> <p>以上1件でございます。申請につきましては該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出頂いております。ご審議のほど宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。14番お願ひ致します。</p>
委員	<p>〇〇の北側のすぐ下です。航空写真には何も写っていませんが、駐車場と道の間にはグループホームが既に完成しており入居者もあり営業している状態です。そのグループホームの駐車場及び、進入路として利用する予定です。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>

議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>最初にこのグループホームを建てる申請の時に、農振地域ということで解除をするにも、所有者が何かを目的にしないとなかなか解除できないということで、あの時は解除ができなくてこういう形になったのだが、譲渡人が何かの目的で解除するのであればできるけど、ということだったが、こういうことはできるのか。</p>
事務局	<p>農振農用地の除外についてですが、先にグループホームが建っている状況で、今回どうしても駐車場が狭いという申し立てによって、農振除外の申請が上がってきております。申請者は譲受人。所有者の譲渡人との合意のもので、譲受人が出していると。</p>
委員	<p>最初の何もない状態での申請では難しいけど、建物ができた後ならできるのか。 除外をする場合の手続きは？</p>
事務局	<p>最終的には、県との協議になります。うちの説明としては、譲受人が駐車場が欲しいということですが、現在建物を建てた後、やはり駐車場が狭いという理由です。一番最初に何もなくやるのは、しんどいと思うのですが、今回のように建物を建てた後、想定以上に駐車場が手狭になったと。そういう理由によって除外になりました。</p>
議長(会長)	<p>他にありませんか。無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。 次に議案第4号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案第 4 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 6 番、僧都 82 番、地目・面積は畑・3,877 m²でございます。場所は、県道を〇〇小学校方面へ進み、学校の手前 400m程から鹿鳴方面へ右折して、600mほど進んだあたりになります。</p> <p>対象地の調査年月日は平成 29 年 9 月 22 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。</p> <p>現地を確認しました結果、状況といたしましては、農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。航空写真をご覧くださいますと、周囲は山林に囲まれており、対象地も雑木等が生えている状態となっているため、農地としての復旧は困難であり、また、車両が通行できる道路もなく、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われます。</p> <p>以上 1 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>こういう非農地というか山になった所はたくさんあるのだが、本人からの申請が出とるのですか？それとも、パトロールで気が付いて山になつとるからということで、外してあげるのですか。</p>
事務局	<p>これは所有者が亡くなられて、現在の管理人の方から申請が出ております。</p>
議長(会長)	<p>他にありませんか。他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 5 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>

事務局

議案第 5 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。

受付番号 70 番は再設定で、柏 217 番、地目・面積は畑・1,221 m²、使用貸借で生産物は甘夏、期間は 3 年でございます。

受付番号 71 番は再設定で、柏 223 番、地目・面積は畑・1,841 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 3 年でございます。

受付番号 72 番は再設定で、柏 224 番、地目・面積は田・1,224 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 3 年でございます。

受付番号 73 番は再設定で、御荘長月 152 番外 9 筆、地目・面積は田・3,959 m²、畑・4,503 m²、賃貸借で生産物は水稻・果樹、期間は 5 年でございます。

受付番号 74 番は再設定で、御荘長月 301 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・160 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 75 番は再設定で、御荘長月 3220 番 1、地目・面積は田・1,298 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 76 番は再設定で、緑乙 750 番外 1 筆、地目・面積は田・696 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。

受付番号 77 番は新規で、城辺甲 4752 番 1、地目・面積は畑・10,635 m²、賃貸借で生産物は美生柑、期間は 4 年でございます。

受付番号 78 番は新規で、緑乙 1423 番、地目・面積は田・2,076 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 10 年でございます。

受付番号 79 番は新規で、緑乙 2952 番 1 外 3 筆、地目・面積は畑・28,779 m²うち 23,055 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。

地目・面積は畑・27,503 m²そのうち対象面積は 13,141 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 20 年でございます。なおこの受付番号は、対象面積が内書きとなっております。これは、今回設定する農地 3 筆の中で、御荘長月 1441 番が全体面積 21,934 m²のうち一部である 7,572 m²のみ利用権を設定するためでございます。その対象区域につきましては、お手元の図面の網掛け部分をご覧ください。

以上 10 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご

	意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
委員	79番 28,779 m ² うち 23,055 m ² というのは、周辺が山とかどういう状態か。果樹が植わっているのがここか？
事務局	一応、果樹が植わっている範囲です。今回につきましてはそういった形ですが、以前、筆は一筆ですが、お二人方に利用権を設定するケースもございます。
委員	白地の所は実際は何？
事務局	確認します。
委員	77番の経営面積は？
事務局	77番は愛南町部分だけをひろっています。今回新規にはなっておりますが、元は再設定です。再設定の場合、再度更新するかどうかの案内を出すのですが、なかなか返事が返ってこないことがあり、再設定の期間を過ぎてしまい、今回は新規扱いになっています。今回の経営面積分がこの部分で、愛南町で耕作しているということです。
委員	実際は愛南町以外も含めて、どのくらいの経営面積があるのか。
事務局	一応5反要件がありますので、それを下回る場合は、他の所で耕作している面積も調べるのですが。次からは他の所で耕作している面積も合算するような形だと思います。先程の79番の部分ですが、所有者本人が耕作している所は除いているという形になっております。
議長(会長)	77番、美生柑となっておりますが、河内晩柑だと思います。
事務局	分かりました。
議長(会長)	商品名はいろいろあると思います。美生ゴールド・宇和ゴールド・愛南ゴールド・美生柑など。品種は河内晩柑です。商標登録もしております。他にありませんか。無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。
議長(会長)	以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての議案の審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議長 河野 仁

議事録署名人 谷口 八千代

議事録署名人 田中 定嘉